

高齢者医療制度の見直しの実態

※2006年6月の成立後に見直しされた事項一覧です。

項 目	実施年月日	見直し内容
自己負担●	2008年4月	70～74歳の2割負担を2009年3月まで1割に据え置き(暫定措置)
保険料▲	2008年4月	後期高齢者になる日の前日に社保被扶養者だった人は、4月から半年間保険料無料、10月から半年間均等割保険料9割軽減(暫定措置)
保険料■	2008年7月	年金168万円以下は、均等割を8・5割軽減 (2009年4月から、年金80万円以下は均等割を9割軽減。 80万円超168万円以下の均等割は7割軽減) 年金153万円超211万円以下は、所得割を50%軽減
保険料の年金天引き★	2008年7月	保険料の支払いについて、申請に基づき、年金天引きをやめ、世帯主か配偶者の口座振替を可能とする(対象者限定)
診療報酬	2008年7月	後期高齢者終末期相談支援料を凍結
診療報酬	2008年10月	脳卒中・認知症の後期高齢者90日超入院の入院基本料の減額を一部見直し
高額療養費	2009年1月	月途中で75歳となった場合、負担上限が2倍となる問題を是正(誕生日前と後の負担上限をそれぞれ半額とする) ※2008年4月以降、本来額を超えて支払った人は、還付する。
自己負担	2009年1月	現役並み所得判定基準の変更により、1割負担が新たに3割負担となった人を、元の1割負担に戻す
保険料の年金天引き★	2009年4月	保険料の支払いについて、原則としてすべての人について、年金天引きか、口座振替の選択制とする(対象者を限定しない) ※口座振替の人の社会保険料控除として活用可能に
自己負担●	2009年4月	70～74歳の2割負担を1割に据え置く措置を、さらに1年(2010年3月まで)延長。2010年4月からは2割負担に。(暫定措置)
保険料▲	2009年4月	後期高齢者になる日の前日に社保被扶養者だった人の均等割保険料9割軽減を、さらに1年(2010年3月まで)延長(暫定措置)
保険料■	2009年4月	年金80万円以下は、均等割を9割軽減(恒久措置) 年金80万円超168万円以下の均等割8・5割軽減を、さらに1年(2010年3月まで)延長。2010年4月からは7割軽減に。(暫定措置) 年金153万円超208万円以下は、所得割を50%軽減(恒久措置)

※項目欄の記号は、同じ記号同士が同種の改定内容である。